

第5回鷹巣阿仁地域合併協議会会議録

○ **開催日時** 平成16年5月17日(月) 午後2時から

○ **開催場所** 鷹巣中央公民館ホール

○ **会議次第**

1. 開 会

2. 会長あいさつ

3. 会議録署名委員の指名

4. 議 題

(1) 報 告

報告第17号 新市名称募集の結果について

(2) 協 議

協議第22号 事務組織及び機構の取扱いについて

協議第23号 一部事務組合等の取扱いについて

協議第24号 使用料、手数料の取扱いについて

協議第15号 議会議員の定数及び任期の取扱いについて(継続協議)

協議第20号 特別職の身分の取扱いについて(継続協議)

(3) 提 案(次回協議への提案事項)

協議第25号 公共団体等の取扱いについて

協議第26号 補助金、交付金等の取扱いについて

協議第27号 慣行の取扱いについて

5. そ の 他

6. 閉 会

○ **出席者の状況**

出席委員

鷹 巣 町 長	岸 部 隆	鷹巣町議会議長	清 水 修 智
鷹巣町議会議員	簾 内 順 一	鷹巣町議会議員	千 葉 文 吉
鷹巣町	今 野 實	鷹巣町	和 田 テエ子
合 川 町 長	佐 藤 修 助	合川町議会議長	佐 藤 吉次郎
合川町議会副議長	吉 田 芳 雄	合川町議会議員	和 田 三九郎
合川町	成 田 道 胤	合川町	小笠原 聡
合川町	鈴 木 孝 子		
森 吉 町 長	松 橋 久太郎	森吉町議会議長	庄 司 憲三郎

森吉町議会議員	桜井 忠雄	森吉町議会議員	春日 一文
森吉町	佐藤 金正	森吉町	片山 信隆
森吉町	畠山 慎咲		
阿仁町長	濱田 章	阿仁町議会議長	山田 博康
阿仁町議会議員	山田 賢三	阿仁町議会議員	小林 精一
阿仁町	佐藤 昭春	阿仁町	三杉 営子
阿仁町	菊地 忠雄		

欠席委員

鷹巣町 檜 森 正 秋田県 石 井 護

。 出席の幹事及び事務局

(幹事)	幹事長	吉田 茂	副幹事長	柴田 信勝
	副幹事長	恵比原 脩	副幹事長	工藤 博
	鷹巣町総務課長	今 畠 健一	鷹巣町まちづくり政策課長	村上 儀平
	合川町総務課長	松岡 宗夫	合川町総務課長補佐	杉 淵 敬輝
	森吉町総務課長	加賀 隆久	森吉町企画観光課長	奈良 尚里
	阿仁町総務企画課長	鈴木 美千英	阿仁町財務課長	田口 惣一
(事務局)	事務局長	斎藤 彦志	事務局次長	佐藤 満 ほか

。 会議の経過について

事務局： 会場にお集まりの皆様、本日は大変ご苦労様でございます。

午後２時、定刻となりました。ただ今から第５回目の鷹巣阿仁地域合併協議会を開催させていただきます。

岸部会長： 皆さん、あいにくの雨となりましたけれども、この度は、当町においでいただきまして誠に有難うございます。

この協議会も第５回となったわけですが、１１日には第８回目の４町長会談を開いて、あらかじめ討議はしてございますが、皆さんに詳しくまた論議していただくわけでございます。段々会を重ねるにあたりましていろいろと詳細で微妙なところに入ってきております。

合併というのは、よく小異を捨て大同につくと言いますけれども、その小異のところと大道という見極めが段々と、どこが小異でどこが大同かという意見で、大変難しくなってきました。しかしこれは地域の、私たちの幸せのためにぜひこれは皆さんたちで協議をしていい結論にもっていかなければなりませんので、小異と

大同というところを見極めながら議論を進めていただきたいと思いますので、本日もよろしくお願いいたします。

事務局： それでは、お手元の資料の確認をお願い申し上げます。

まず、先週金曜日に皆様のお手元に郵送させていただきました資料の方、確認させていただきます。

会議次第がございます。続きまして追加資料の№ 1 ということで、具体的な調整案を提案していない協議項目について、というペーパーでございます。

続いて追加資料の第 2 号ということで、協議第 2 4 号の使用料、手数料の取扱いについての差し替え分ということで、送らせていただいております。

それから協議第 1 5 号・議会議員の定数及び任期の取扱いに関する継続協議となりますけれども、追加資料№ 3 ということで綴ってお渡してございます。

それから協議第 2 0 号・特別職の身分の取扱いについて、これ又継続協議となりますが、追加資料の番号が 4 号ということでお渡してございます。

それと、本日、テーブルの上には報告第 1 7 号 ということで、皆様には大変すいませんが、通知には第 1 6 号と記してございましたが、1 7 号の誤りでございますので訂正してお詫び申し上げます。1 7 号の報告 1 件、それと本日提案されます次の協議会の提案事項でございます。2 5 号から 2 7 号までの提案資料ということでございます。今一度、確認よろしくお願いいたします。

それでは、本日は石井委員と檜森委員、お二方の欠席の他は皆さんが出席してございます。したがって 2 7 名の委員の出席ということになります。規約第 1 0 条第 1 項の規定によりまして会議は成立いたします。それでは、ただいまから会長が議長となりましてこの会を進行させていただきます。よろしくお願いいたします。

岸部会長： それでは、さっそく本日の会議に入らせていただきます。

はじめに、議事録、会議録の署名委員を任命しなければならないわけですが、これは開催地の委員で 2 号委員と 3 号委員の方ということになっておりますので、2 号委員の清水修智委員と第 3 号委員の今野實委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

岸部会長： それではさっそくですが、報告の第 1 7 号・新市名称募集結果の報告を事務局より説明願います。

事務局： それではお手元の最初の資料に基づいてご報告したいと思います。

報告第 1 7 号でございます。新市名称の募集の結果についてご報告申し上げます。

名称の募集期間でありました4月1日から4月30日までの募集について、次のように概略をまとめましたのでご報告申し上げます。

作品の応募総数は1,364件、応募された人数は全部で1,346人でありました。

5月11日に鷹巣町役場におきまして正副委員長の協議によりまして新市名称の募集要項に基づき有効、無効を決定したわけでございます。無効の作品を除いた有効作品の総数は1,219件で、これを作品の種類別に分けますと460種類になりました。これらの内訳は別添の資料のとおりになっております。今日も協議会の後に小委員会を開催して進めますけれども、今後この中から新市名称選考委員会において第一次選考、第二次選考を経て10作品程度を絞り込みます。

この協議会に新市の名称の候補作品として報告され、最終的に協議会による協議をもって新市の名称が決定される運びとなります。よろしく願ひ申し上げます。報告第17号は以上でございます。

岸部会長： ただ今、報告の説明がございましたが、何かご意見ございませんか。

鷹巣町簾内委員： 今手元に460件についての名称、全部もらいましたけれど、できれば1,346のうち1,219が有効ですので、何が一番多いのか、できればベスト10ぐらいは教えていただきたい。

岸部会長： そのことにつきまして、三杉委員長さんの方から、あれは委員会としては何件があるかというようなことは出さないことにしましたですね。その経緯をちょっと委員長さんの方から説明してください。

阿仁町三杉委員(新市名称選考小委員会委員長)： 第1回の合川町での小委員会の席で、小委員会の委員にその数の多さでその新市の名称が左右されると困る、そういう意見などありまして、ここに提示するのはあくまでも種類として提示させていただくと取り決めさせていただいております。本日、第2回でいろいろと又協議いたしましたので、その結果は次回に又報告させていただきます。よろしくお願いいたします。

岸部会長： よろしゅうございますか。

鷹巣町簾内委員： もう一度。そういう協議で進む報告は、いま伺ってわかりましたけれど、その一番多いのに左右されるのは困るという理由がわかりません。せっかく公募して、これだけの数が集まって、常識的には一応問題になるのは一番に多いのが決まれば妥当だと思います。そうでなくて、たとえばこの中から10個選んで1

0 個のうち一番少ないのが選ばれるという選考委員の人は非常に責任を感じざるを得ないではないですか。

公募するというのは多いのを選ぶのですから、ただ種類を選ぶというのだけが趣旨でなくて、もし多いのでなくて少ない方を選ぶとそれはそれなりの理由付けが必要になると思いますので、非常に後から混乱を招く、というような気はしますが、それでもやっぱりこれから話題になる 10 の名前について、候補名についてどれだけ応募があったかというのとも言えないという、まるで密室で決めるようなことになりはしないかという心配があります。その点は如何お考えなって、名前を決めようとしておられるのかについて伺います。

岸部会長： この件数については全部調べてはあります。けども、私ももちろん知らないわけですが、全部調べてありまして、いずれ発表する時もあるかと思えますけれども、いろんな考え方があると思います。ちょっとその辺のところを合川の町長さんにお願いします。

佐藤副会長： いま、簾内委員がおっしゃることももっともだと思いますけれども、いわゆる情報公開の中で全て情報を、そういう情報も出すとことが原則だろうと、私もそう思います。しかし、あんまり数字的なものを出しますとそれによって委員の考え方というのは微妙に左右されると思います。左右されてもいいという考え方もあるかと思いますが、というのは、私は過去に合併をして同じような仕組みでこういう風なその名前を決めた経緯があります。ですけれども、たとえば今委員が 12 人あって、その中からこの 460 点の中から 5 点ずつ選んできなさいと、こういう手法をとると、5 点ずつでは 60 点ですか、そうした場合には一緒になるところもあるかもしれませんが、それによって点数を、たとえば何々市とこれが一番上にきたと、そうすれば委員の考え方というのは、必ずそこに目が行くわけです。一番その点数が多いのに左右される。普通であればそうなるわけです。

多数決原理からいけば一番多く点数が入ったのに左右されることですから、そうなりますと非常にゆがめられたと言いますか、点数が多いから当然そうだと、こういう風になっていくわけですが、私が過去の経験上からいってそれは避けるべきだと、まあ、民主主義ですから一番多い、点数多く入ったのから選べば良いと、それはそういう決め方を最初からすれば良いわけですが、

委員の中で 5 点ずつ選ぶとか、10 点ずつ選ぶとか、こういう手法をとっておりますので、私はそういう点数をつけないで最終的に今簾内さんが言われたようにそれと点数が一番多い、応募数が一番多かったのが一緒になれば一番良いわけでありまして、ならない場合もあり得ることから私はそういう主張をしたとこ

ろです。

阿仁町山田（賢）委員： 公募によって、この圏域でこういう名前に何人おったかということをお我々は知りたいわけですよ。そういうようなことを基本において、そして自分たちの意思決定もしていかなければならないと思いますので、いろいろな選考までの、委員の方々が協議されたと思うけれども、私は、これは当然オープンに出された方がいいんじゃないかと、一番多く入った名称が必ず採用されるというものではないと思いますので、最終的にはこの協議会で皆さんの意見によって決まることですから、せっかくと投票していただいた方々に、どういう状態かということをおわかるようにしていただきたいと思います。

岸部会長： わかりました。委員長さん、如何でございましょうか。

阿仁町三杉委員（新市名称選考小委員会委員長）： 同じ名前が何点応募されているか、それを公表することはやぶさかでないですけれども、あくまでも新市名称ということとは、一応小委員会に任された中で、やはりこういう名前が一番いいのではないかなというかたちで進めたい、という意向が皆さんから出されておりましたので、まずその方向で進めるということと、同じ名前が何点出されているかそれを公表するということは、今この場でなくてもよろしいのではないのでしょうか。次回あたりではまずいでしょうか。

阿仁町小林委員： 現段階での最上位のやはり応募、市名が最終段階でくつがえされることに委員の皆さん懸念しているようですけれど、他の町村の例を見ましても最終段階にはみんなの投票で、数の多いのに決まったというのが、結果的にありますので、最終的には数の論理でいくと思います。ただ、現段階で、数字を出すのをはばかるとしたなら、できたら上位１０の名前ぐらいだけでも公表してもらいたいのですが、数字は別にしましても、上位１０番目にはこの種の名前があるぐらいのものだけでもいいと思います。一つは妥協案みたいなことになりますけれども。

岸部会長： 山田委員さんどうぞ。

阿仁町山田（博）委員： いまお話し聞いてそれぞれごもっともだと思うんですが、一応名称を決めるにあたって、小委員会の設置をさせていただいて、そこでまず合意に沿った形の中でのものを進められているわけです。ですから、いま簾内さんおっしゃられるようにそれが知りたいということであれば、一応各委員から５点をまず

自分で選ぶとこういう決まりになっておるわけですよ、それから今度、最終的にこの場で決めると、そういう方が小委員会はいくまでもたたき台、この400なにがしで決めたんだと、それが時間がかかるから、そういう時間をいくらかでも短時間にやるというかたちの中でそれぞれこの中から自分で、こういう名称が良いなというものを5点ずつ出し合まして、その中でどういう風なものを決めるかということを経営的には皆さんで決めるわけですから、そうすると12人ですか、60点の内たまたま60の名前が出れば当然その中に同じ名前が良いなと3人、4人いるということになれば30になるかもわからないし、50になるかもわからない。それと並行したかたちでいま簾内さんおっしゃられる全体から公募の中でこういうものが一番多かったよと、いうかたちで出せばいいことであって、いまここで、これを決める過程の中で、全公開するというのも決してやぶさかではないけれども、一応小委員会にそれだけの権能を与えられているとすれば、それに沿ったかたちの中でものを進めていいのではないかなと思います。

岸部会長： 有難うございました。委員長さん、なにかご発言ありますか。

阿仁町三杉委員（新市名称選考小委員会委員長）： できまして、今日が第2回となっていますけれども、まず作品のことも含めまして、今回初めてのようなかたちです。この今日の会は、委員の皆さんで話し合って次回にこのベスト10ですか、それを公表させていただくということで、ご納得いただけないものでしょうか。よろしくお願いします。

岸部会長： よろしゅうございますね、皆さん。どうぞ。

鷹巣町簾内委員： 私はなにも小委員会に異議を唱えるんじゃないんです。やっぱり4月いっぱい締め切りをして、そしてやったわけですので、基本的には常識的に多いのがなるんじゃないのかなと思っている人が沢山いると思うんです。いま、12名の小委員会で一人5点ずつ持ち寄って、そして決めていくということに反対を唱えている訳でないんです。いまから、いまこういう風に一番これが多いんだけど必ずしも多いのが決まるんじゃないよと、これは各委員が5点ずつ出し合ってこの中から、そしてその中で決めていくというのを、いま、マスコミも見えていますので、それを町民が、町民というか、新しい市民が理解するわけですので、むしろいま、締め切りしたらこういう名前ばかり連記したのでなくて、やっぱり上位、こういうのがありまして、何点ぐらいありまして、だけれど必ずしもこれで決まるんじゃないよと、いうことを理解している訳ですので、もしそうでなくてあとから決まっ

てから本当はこれが一番だと言うと、なんだ、と問題が大きくなるんじゃないかと思えますから、私は一番最初に、こういうものが投票した結果上位というのがこういうふうだ、だけど、各委員の人はこういう風に決めて、最終的に新しい市は、こういう風になりましたよ、ということになった方がスムーズにいくんでないかと思えます。いまはっきり言っておいた方が心の準備が、発表してから本当はこれが一番多かったと、したら民主主義って何だということになって、選考委員どうのこうのという、そういう心配があるので、いま伝えた方が問題を延ばさないでいくという考えかたなんです。固執するわけじゃないんですけども。

濱田副会長： 簾内さんがおっしゃるのもわかる訳なんで、そういう点、一般の地域住民は応募したところの市名が、数がどれかが一番多く出てくる来るかという訳なんです。その数が一番多く出てきたものと、それから、今度は名称選考小委員会でもって選考したものがずれていった場合に、これで数を希望したもの、なぜ名称選考小委員会でこれを外したのかと、こういう議論もまた出てくる訳なんで、公募して応募したところの同じ、応募した人の数が多いものを優先すべきではないかなと、こういうような意見は地域住民から当然出てくるので、名称選考小委員会と公募したところの数の調整はちょっと難しくなってくるなど、そういう感じをいま持っているとこです。名称選考小委員会が勝手にそれを変えたのかと、こういうようなことも言われるかもしれません。

岸部会長： 簾内委員さん、よろしいですか。ただですね、これは一人一点との応募の仕方ですね、募集の仕方は。ですから、これはある団体で一つのものをバーンと出そうと思えば出せるんです。そうすると、それが当然多いというようなことにもなりかねない。したがって、まずあまりそういうフィルターをかけないで、まず委員で出た中から選んでみようという委員会の意見でしたので、いろんな考え方があると思います。それが一番という方法がないと思います。考えた方ですね。ですから、まず、私は委員の方でそういうやり方でやるということであれば、それでいいんじゃないかと思えますけれども、如何ですか。

それで、まず納得していただけませんか。小林委員さん、どうぞ。

阿仁町小林委員： もう一つ伺いたいんですけど、各町別の応募数、もしお分かりでしたらお知らせいただけませんか。

岸部会長： それは町村別の応募数ということでいいでしょう。

事務局： それでは、各町別ということでございますので、鷹巣町 6 6 7、合川町 3 2 5、森吉町 2 2 6、阿仁町 1 3 5、その他 1 1 という内容でございます。

岸部会長： よろしゅうございますか。委員会の方に頑張ってくださいという風なことで、この次までに選んでいただくということでよろしゅうございますか。

（はい、の声あり）

他にございませんか。日程的なことを発表していただけませんか。どういう風な日程でこの名称を決めていくかですね。

事務局： おおまかなスケジュールといたしましては、今日この協議会終了後第 2 回目の小委員会。そして 6 月 2 日の協議会があります。その時に第 3 回の小委員会となり、このあたりまで 1 0 点程度を最終的に絞り込みながら、協議会の中に報告しながら、協議会の委員で自由にまずご論議いただくと、そして次回の、6 月下旬あたりまでのこの協議会において決定をしていただければと、そういうスケジュールの構想を考えております。以上です。

濱田副会長： 私から、私も新しい市のことで、委員になっているので、はっきりやってもらわなければ後で問題になれば困るのであれですけども、先ほどお話ししましたように、この応募したところの同じ名称に、何人、何票入ったのかと、これが後から出てきて、それで、その数とそれから委員会で選考したもののずれが、これ当然出てくる可能性があるわけなんで、それで、いま委員会で選考する方法、一人 5 点づつうんぬん、この方法でよろしいものかどうか確認しておかなければならないじゃないだろうかな。必ずしも応募数の多いものが決まらない場合もあるといったことを、これを確認しておかなければならないと、こう思っているわけなんです。

岸部会長： 濱田町長さん、これは第 3 回目の時に、この場で最初は 1 0 点程度といううなのがあったけれども、選考小委員会では、5 点で十分であるというようなことで決定されておりますので。

濱田副会長： その 5 点でも結構ですが、その 5 点を選ぶ、3 点でもなんでもこの委員会で選んだものと、それから応募したところの点数の多いものとの、どちらが優先するかと、まずそういったことが後で話題になって出てくれば、選考小委員会はなに考えて選んでいるのか、こういったことも言われる可能性も実はあるわけなんで、それでいま言ったように、とにかく 1 0 点を選んで、この選考の委員会の方でやる選考の仕方ではよろしいものかどうか、そこはしっかり確認してから入っていった方が

良いじゃないかなと思うんです。

岸部会長： 今野さん、どうぞ。

鷹巣町今野委員： それは選考の基準だと思うんです。基準はどういう風に置くかということだと思うんですが、それはいろいろ歴史的な面もあるでしょうし、また地域の理解度というか、あそこは秋田県のここだとか、という風にぱっと新しい名前が出た時に分かるようなのにするのかと、それをどういう風にするのかという、そういう基準でもっていけば理解が得られるという風なことであれば、良いと思います。

岸部会長： 他にありませんか。ただ小委員会を開くにあたって一通りの設置規定をして、ご存知のようにその委員に任せてという風なことで進んできた訳です。その中では、委員一人が五つの名前を出し合って、それを今度絞り込んだものを、おそらく60集まる訳ですけど、半分くらいなるんじゃないかと私は思うんですけどもね。これ私勝手に言っているわけで、それを、そうした中から10点にしてここに示すという風なことです。そういう最初からの決め方で進んでいますのでよろしいんじゃないですか。如何でしょう。

（異議無しの声あり）

岸部会長： よろしいですか。皆さんよろしいようです。それから先ほどの事務局からの説明で、後もう2回ぐらい開いてからという風なことでございましたが、できるだけ皆さん、これだけ注目されている名称、新市の名称ということ、皆さん期待しておりますので、できるだけ早く進められることをお願いいたしまして、委員長さんをお願いいたしまして、これはこれで終りたいと思います。

岸部会長： それでは、次の方に入りたいと思います。協議の方に入ります。

それでは、資料を説明したいということで調整内容につきまして事務局の方から説明をいたします。

事務局： 追加資料のナンバー1でございます。具体的な調整内容がなかなか出ないのではないかと、いう風な話もありますけれども、この協議会を公式というか、全体的な流れとかありまけれども、いわゆるこの具体的な調整案という内容についての取扱い、この作業について、若干ご説明したいと思います。

一つ目が、調整が未了で別途提案し、協議するものという風になった場合は、例としては、下の方にありますとおり、一部事務組合の取扱いの一部などという風に書

いております。

その他に協議会で調整方針（方向性）ですけれども、確認し、その後で調整方針に従って具体的な調整作業に入るもの、これは調整の内容についてそれぞれ明示しておりますけれども、この方向性を一端決めていただきますと、下に図解ありますけれども協議会の中で提案されたものに対して、調整方針について協議、そして確認されますとそれに基づいて分科会、専門部会、それから幹事会と具体的な調整内容の案をさらに作成していく訳でございます。これを今度報告ということで随時協議会の方に出していきながら承認していただきながら、17年の3月31日までの中で決めなければいけないものは決めていくと。ですからこの調整の内容の方向性をぜひ決めていただいて、それに基づいて4町の職員で構成する分科会、専門部会、その中で随時詳しく調整内容を検討して進めたいという風なのが主な流れでございます。

その他に具体的な調整は、新市の市長や議会に委ねるものというものがありますので、そういう風な対処の仕方です。随時提案しながらご協議いただくというかたちで事務局と各4町の職員方で進めて参りたいと思いますので、よろしくご了承願いたいと思います。以上でございます。

岸部会長： はい、分かりました。既にお分かりだと思いますけれども、この協議会で出てきたのを、もう一度専門部会等にかけて、そしてもう一度この協議会にかけるといようなやり方でございますので、出てきたのをすぐこれで方向性がまだ決まっていなかったとか、なにもわからないとかというようなことを、それをここで決めて、もう一度この協議して、もう一度同じものが出てくるという、こういう仕組みですので、そこをご理解していただいて協議を進めていただきたいと、こう思います。すぐここで決めてしまうということではない、最初の段階ではないと、いようなことです。

岸部会長： ではさっそく、協議の第22号 事務組織及び機構の取扱いについて、を協議したいと思いますが、事務局の方から説明して下さい。

事務局： 先回お渡ししております資料の協議第22号でございますけれども、この中で調整の内容は、一つ目が、新市における4町の庁舎は、本所、総合支所として有効活用するとともに、住民サービスが低下しないよう総合窓口業務を各庁舎で行なう。二つめが、事務組織及び機構は、効率的で住民に分かりやすく利用しやすいものとする。

三つ目が、新市移行後においても、効率的で機能的な組織のあり方を検討する。と

いう風な調整内容でございます。その中で4町長会談を含めて現在ある森吉町の前田支所、それから阿仁町の大阿仁支所について、それぞれ急激なサービスの低下をまねくようなことはやっぱり出来ない訳ですので、これらの支所を残しながら、総合支所方式にした場合は出張所という風なかたちで残しながら、随時サービスを維持していかなければならないということは協議はされております。

こういう風な協議の内容でございますので、各委員のご協議をよろしくお願い申し上げます。

岸部会長： それでは、22号につきまして、各委員でご意見がありましたら出していただきたいと思います。どうぞ。

阿仁町山田（賢）委員： この総合支所方式というのは、こういうスタイルを何年ぐらい続けようとしておるのか。私は、やはり合併するにあたっていままでやってきておる行政機構なり、それを、改革をしていかなければ合併の意味というものが出てこないと思う訳で、平成17年の3月31日、4月から新しい市になってもなんでもかんでも新しい方法でやれというものでないが、移行するまでの暫定期間はこういうスタイルでやるし、それ以後は、将来的には新しい市はこういうような行政機構でやっていきたいというような構想があれば、住民に対する説明もしやすいわけでございますので、何かそういうことを考えておられるのかどうか。

岸部会長： 事務局の方で、何か考えていましたか。

事務局： この調整内容に基づきまして新市に移行した場合、こういう風な新しい市の組織、それから、各住民サイドの窓口業務はどうかということがこれから審議になるわけですが、いずれ合併後10年間の新市まちづくり計画を作成する訳でございます。この中で地域の人口減、それから職員の減少、それらを含めて、これから何年後にはこういう風になるというようなものは、人数的には分かりますのでそれに基づいた機構の体制づくりというのがこれからの作業となるということでございます。

いずれ合併10年後には大体職員150名の減少が発生する想定でございます。これに合わせた対応の機構、庁舎、市の全体の機構というのがこれから専門部会の中での作業を進めていくわけでございますので、現段階ではこれだという風なのはまだありません。今後の討議ということでございますので、ご了承願いたいと思います。

岸部会長： よろしゅうございますか。どうぞご意見言って下さい。

阿仁町山田（賢）委員： 総合支所というものには、たとえば人口とか事業の内容とかを見極めて何人の人間を配置するとか、本庁にはどれぐらいの人間が、職員を配置してやるんだというようなことを、こういう文書に表れたものだけで、人数も何にも確認しないでこういう総合支所方式、合併するために良いだろうというようなかたちで意見を述べておくということに対しては若干疑念がありますので、それは、我々が最終的に決断する前にそういうようなものも出るのかどうか、新しい市になって建設計画ができる段階でなければその数字が出てこないということになれば、なんために我々、ここでこうして議論しているかということが分からなくなりますので、その点をお知らせ願いたいと思います。

岸部会長： それは、先ほど一番最初に説明した追加資料のナンバー 1 という風なところでもご説明したけれども、今日、皆さんたちからこういう風な意見を聞いて調整の方向を決めていただければ、今度専門部会で討議をして、そして、ここに持ってくるわけです。もちろん合併する前に当然それ決めならないことですので、そういうかたちで、この会議が回転していきますので、よろしく願います。だからその調整の方向性について意見をいろいろ聞きたいわけです。それを、後の方には専門部会の方たちがいらっしゃいますので、今日のこの協議内容や、そして、いまの庁舎のことや或いは職員のこと、どこにどうか、いまおっしゃられたようなことが出てきますので。

他にご意見は如何でしょうか。

森吉町春日委員： 今日、追加資料として配られましたナンバー 1 ですが、このとおり協議会で提案なったものを分科会、専門部会、幹事会、町長会議と、それをさらに協議会にかけて決定するということですので、流れはこれでよろしいわけですが、私、肝心のところが抜けているんじゃないかと思うんです。

今の協議会の調整内容、事務組織及び機構の取扱いところですが、鷹巣、合川、森吉、阿仁の現在の機構が書かれていますね。課、室、局、それらの体制で行なわれておりますが、いま山田賢三さんから話しがあったように、新市になった場合にどういう組織体制でやっていくかという方向付けがなっていないわけです。たとえば現在のままの課、室、局の体制でいくのか、或いは部制を採用するのか、そうしたものを方向付けがあれば、今度、分科会でそれぞれの組織機構をきちっと位置づけ出来るし、事業、事務の分担も、私はできると思うんですが、現在のままではまったくなんの色づけも方向づけもなされてありませんから、その考えようがないわけ

ですね。どうするのかというようなのを決めて、それに基づいて具体的な項目を分科会で検討する、そういう方向でやっていかないと、もはや間に合わなくなるんじゃないのでしょうか。たとえば例規集を作ること空欄で作らなきゃならないわけでしょう。何も決まっていませんから、たとえば何々部、課、局、室にするということが決まっていればそれに基づいた例規集できますが、いまのままだはまったくどういう方向付けというか決まっていませんので空欄で作らざるを得ない。

それから、いま山田委員さんからお話し、問題提起ありましたが、総合支所いつまでということですが、庁舎を建てるとすればこの協議会の中で新市の建設計画を立てなきゃならないわけです。今年中にそれ決めて、合併まで作らないと新しい市の事業が一つも出来なくなる訳です。そうした建設計画を作るとしても、その骨子となるものはやはり組織の位置づけ、方向付けがきちっと出来ないと、私はできないと思うんです。

前回の時、職員の職制であるとか、給与、昇進、昇給について差があるということをお申しましたが、そうした機構の位置づけがはっきりしていれば、調整できると思うんですが、いままも出来ないから合併後にやるということにならざるを得ないと思うのです。

そうすると、ついでに言わせてもらいますが、新市になりますと4人の町長さんだっていなくなるでしょうね。我々も特例があれば伸びますが、そうでなくとも何も残らなくなる。そうすると全く白紙の状態でごん度決めなければならない。いままでの流れだとか、そうした組織、事業が分かるうちに我々が決めておかなきゃならないのではないですか。

全く新しい市の段階で誰が首長になるか、どこから議会、市議会議員が出るかわからない段階で、そうした重要な問題が新市の段階でしか調整できないとなれば大変な問題だと思うんです。

改めて言いますが、新市スタートする時点で、すでに建設計画が決めて議決になっていなければなりませんので、そのための骨子となるための組織作り、要するに方向付けというのをきちっと決めてそれに基づいた分科会、専門部会というような段取りでものごとを積み重ねていかないと、私は、このままでは話しがなかなか進まないのではないかと思います、如何でしょうか。

ついでに申します。そのためには事務局任せばかりではなくて、大事なところは4町長がやっぱり主体的にリーダーシップを発揮していただきたい。大事なところですよ。そういう風に考えて取り組んでいただきたいと思いますが、如何でしょうか。

岸部会長：　ここで、佐藤町長さんから。

佐藤副会長： 最もだと思いますけれども、いま協議事項の第２２号 事務組織及び機構の取扱いについて、を議題としているわけであります。そうした場合にこの調整方法について我々の間でこういう調整内容でよろしいかということを皆さんに問い掛けている訳でして、これが例えば協議会の中でよろしいとなれば、追加資料にあるようにそれぞれ部会を開いて、また細かく決めていただくと、いうことになりますので、これがいわゆるいま骨子を、話しをしているのでありますので、これで組織の細かいところがまだ出てきていない訳ですけども、こういう方針でやりたいと、こういうことを皆さんに協議している訳であります。これについて皆さんからご意見があれば出していただきたいということであります。

森吉町春日委員： だから具体的に、今後こういう方向付けをしていかなければならないのではないのでしょうかという、私は具体的な提案をしているのです。

岸部会長： まず、いろいろと混乱してきそうですから、２２号について、どういう具合にしていくかということから、具体的な事例としてやっていきませんか。これに対するご意見をお伺いします。はい、どうぞ。

阿仁町山田（博）委員： 調整方針の具体的内容ということで、その事務組織機構という一応部制を基本に考えておると、これ当然だと思います。部制がしかれるということと、それとあと、僕も同じ考えなんですけれども、その４町が合併して激変を緩和するということになれば一応本庁と総合支所方式になると思われませんが、これがずっと恒常的に続くというものでは当然ないと思うし、そうするとどれぐらいが妥当なのか、５年以内なのか１０年以内なのかと、こういう問題になるのかと思います。さっき事務局の方から話しをされた、何のための合併ということになれば事務効率を上げることと合わせて経費の削減だと思いますが、こういうことになればその１０年後には、定年という想定の中だと思うんですけども、職員数は１５０人の減少で、果たしてこれで良いのかという議論は前回からしております。当然管理職等で共働きものについては、退職勧奨等をしながら早急な組織のスリム化していかなければならないということと、あと組織でございますから、退職後は１０人辞めたら２人、３人は当然補充していかないと組織の空洞化が起きてくるという問題もありますのでその入ってくる人間の分は、勧奨等でスリム化していくという問題等があります。それとあと、さっき出た例えば支所の問題、これ見ますと森吉町と阿仁町に支所がある訳ですけども、これだってやっぱりずっと合併してから、住民サービスという観点から捉えれば置くにこした事ない訳ですけども、最後まで置くという訳にいかない。５年、１０年を目途ということだって具

体的に方向付けとして出してもらわなきゃならないと思います。だからそういうところを調整していただきながら、それを基に住民へ情報を提供していきませんが、それはちゃんと保障するようだと無責任なことを書けないので、時代の流れの中でそれは理解してもらわなければならないものだと思いますので、その辺のところを一つご検討、協議いただければと思います。以上です。

岸部会長： 分かりました。そうすると、いま前田と阿仁の支所がありますが、これは、今度総合支所が出来ると出張所の形になるわけです。それを今のご意見では5年ぐらいでそれをなくする方向にしたらどうかと、言う意見なんですね、それは意見としてこの中の意見として専門部会の方に上がっていくわけです。それを検討して今度こちらに返ってきますから。そういう仕組みでこの会議を進んでいますので、この22号に対して今のようなご意見がありましたら、沢山出して下さい。はい、どうぞ。

濱田副会長： 今の支所の問題について、何年ということを予め協議会で決定しておくということ、これも一つの考えかただと思うんですが、合併して実際にどのように運用、活用されているか、地域住民にどのぐらいの利便性を与えているかとか、そういう状況も判断をしながらやっぱりその存続について考えるというゆとりも与えておったらと、どういうものかと考える訳なんです。

岸部会長： ただ今のご意見に5年とかでなくて、まだ置く必要があるのではないかと、いう風なことです。まず、そういういろんな意見をここで出してください。はい、どうぞ。

阿仁町小林委員： 以前にも申し上げましたけれども、うち(阿仁)の場合、死活問題という声が出ているんですよ。役場周辺の商店街におかれましては、特に役場の休みの日にはシャッターをおろす店もありますので、その方から地元の合併に関する座談会の折に合併になった後、店が大変だからどうなるんだということの質問に当局が答えたのは、総合支所方式だからという答えだけなんです。それは言葉では概念としては分かりますけれど、聞く方にとっては答えになってないですね。阿仁町の商店街周辺に役場の関係職員7、8人おりますけれど、具体的に、じゃ、総合支所方式なった場合に職員がどの位いて、どの位残るのかということが一番の関心事なんです。ただ、地域としてはより多く残ってもらいたいんですけど、合併の理念であるところの行財政のスリム化ということからすれば、それはあい矛盾しているんですね。いつまでも職員置いて欲しいということと、やはり国の財政破綻というの

を踏まえての合併という点からいって矛盾していますので、そのへんの調整がこれから大変だと思います。

私、この資料を持ってうちの方では法定協の場合には必ず議会の協議会やって、前回の協議案を報告して、次回の事案を協議するんですよ。ただ、この資料で総合支所になるからと、議員の人に説明つかないですよ。出来るだけ総合支所というのは、たとえば予測でもいいですからこういうかたちだということぐらい説明して欲しい。

たとえば、いまある役場の中から本庁に来るのは、例えば総務、企画かですね、議会とか各委員会行きますね。引き上げて、じゃ、後そっくり残るのかという風な単純なそういう疑問ですけど、そのへんのところを事務局としての大体の予測ぐらい話してもらえば、いろんな意見の出し様もありますので、その辺のところを現段階でもし分かっていたらお願いします。

岸部会長： わかりました。だから今日、今ですね、そういうご意見を出していただいて阿仁の方では、例えば阿仁の総合支所というかたちになる訳ですね。そこには、今おっしゃった意見としては、今80人いるんだけど、もっと少なくなって困る、周辺のことからしても困る、という意見として今上がった訳です。ですから、そういう風なこの次に報告のかたちで出てきますので、阿仁の支所にはこのくらいでどうでしょうかという風なのが専門部会から出てきます、幹事会を経てですね。ですから、そういう、そのための意見を一生懸命言っていたきたいと、今日はその場ですから。他にございませんか。庄司さん、どうぞ。

森吉町庄司委員： 具体的ないろんなことが出まして、なかなかはっきり言って大変になると思いますので、私一つこの調整内容、骨子をこれで良いかということをまず皆で確認して、もしこれでOKとなればいま出たいろんな具体的なことも次回に出るわけですよ。次になるか、その次になるか分かりませんが。それで山田さんが、たとえば支所5年ぐらいでというような話しも出たわけですが、はっきり言って、私、前田支所は、例えば支所完全に業務やらないと今度、米内沢のいまの本庁が総合支所としてやった場合に5年でいいかといえ、私は5年では、はっきり言って短いと思う訳です。同じく阿仁の町長さんも期限きるなとかという話しもあった訳ですが、そういうことも踏まえて今度、次なりその次に出る、事務局から出る案の時に、前のこと一つ出して欲しい。そして今日のこの調整内容、骨子については、私はこれで良いと思います。

岸部会長： 他にご意見ございませんか。どうぞ、清水委員さん。

鷹巣町清水委員： かつて昭和の、合併の時の旧町村単位では、交通事情の問題がありましたが、その支所で取り扱っている窓口業務が、私は問題だと思います。ただ、今阿仁町さんと森吉町さんが支所の問題が出ている訳なんです、その内容がどうなのかは、私は定かではありませんけれども、やっぱり出張所というようなかたちで市になってからは相当数、私は置かなければならないものではないかと思います。置く、置かないだけでなく、よその方ではわずか3万人そこそこの町でも窓口業務を公民館で取り扱っているところもあるんです。いまはみんなコンピュータの世の中ですので、或いは印鑑証明なんか、だばこ屋さんでもらうところもあるんです。そういう風になってきていますので、大きな行政の枠組みになる訳ですから、当然そういうことも考えていく必要もあるのではないとおもいます。

それと、もう一つは組織、部長制ということもちょっと話が出たわけですが、助役の数をどうするかという、この間、そういう話しもあったわけですが、そういうものも含めながら総合的な調整する部署、これは総務課だと思うんですけども、いまある既存の総務課の他に何かそういう総合調整、全ての課にタッチできるような組織が一つ必要だのではないかと、これは永久でじゃなくて当分だと思っています。市役所ができるまでと、そういう機構の中味が必要なのではないのかと思います。

それと、今回の合併、県内でもいろいろお話しあると思いますが、地域審議会です。この設置、そういうものなども考えられるところもあるようですが、そういうものができるとすれば、又、これも支所とか出張所とかが必要なくなってくるような手段の一つになるのではないかと、私はそういう、ただ、いまあるものはなくす、残すということよりも、そういう周りの、いわゆるコンピュータ関係とかそういう行政に対する調査活動と言いましょうか、或いは行政が地域の問題をいわゆる聞く、求めるそういう組織、周りのそういうものを勘案しながら検討しなければならないのではないかと、むしろさっき言った、いわゆるこの総合窓口になる機構一つ、私はやっぱり各課にまたがって調整できる組織こそ必要だと思います。

岸部会長： 有難うございます。他に。春日委員さん。

森吉町春日委員： 皆さん具体的なことを、こうイメージしていただきたいですが、この総合支所、本庁には議会、教育委員会、農業委員会、選管、監査委員、それから総務・企画部門、地域づくり関係、住民サービス関係、産業関係、教育関係の総括、これ一つの案でしょうけれども、ということは鷹巣の役場に置くということですね。そうしますと外の3町から職員がそこに行くわけですね、そうしますといまでも満

杯ですよ、鷹巣役場は。そうするとそれからあふれた分が、こんど外の3町の職員が行くわけです。それぞれの仕事するわけです。だから組織づくりをきちっと初めから決めてかからないと、いま皆さんからサービスの関係とかいろいろ出ていますが、そうした位置づけ、方向付けきちっと決めてかからないと大変じゃないかと思うわけです。新たに庁舎、本庁が建つわけじゃないんです。4月1日に。現在ある庁舎を利用してやるわけですから、行った分とそれからあふれた分をどういう風にまぶすか、そして、それが行政機構として潤滑にまわっていくか、サービスが低下しないようにする、コストを削減するということまで踏まえて計画を立てていないわけです。

それを今年中に新市の建設計画に反映させなければならないわけです。だから具体的こときちっと決めてかからないと物事が進まないのではないのでしょうかということを、私は言っているんです。ぜひ、そうした考え方で話しが煮詰まって行くような方向性を示していただきたいと思います。

岸部会長： はい、分かりました。事務局の方でいつまでその具体的なものを示すかということ。このように協議しながら出てくるわけですから、いつまでというそれはどうでしょう。まず、それで春日委員さん如何ですか。できるだけ姿が早く見えるようにという風なことにしたいと思いますので、そのためにも皆さんからいまみたいな具体的なことを一生懸命出していただいて、専門部会でその姿を早く出してもらおうと、いうかたちにしなくちゃならないと思いますのでよろしくお願いします。どうぞ。

鷹巣町簾内委員： この次に出していただく資料として、新市の構想の、いまここに鷹巣行政機構図、合川、森吉、阿仁の行政機構図も出ています。これの新しい市の行政機構図を作って、そこにいまいる職員を当てはめてもらいたい。つまり、この総合支所方式でいう議会が何名、教育委員会が何名いうのを付けてもらった方が分かりやすい。そうすると今の状態で鷹巣の役場が本庁になるとすれば職員がどれくらいそこに必要なのか、そうすると、その総合支所に総務、住民、産業ということになると、それは別の方に移せることになるのか、非常に分かりやすいので数字を入れた行政機構図を出してもらいたいです。

それともう一つ、森吉と阿仁の事情はよくわからないわけですが、鷹巣は選挙、町議会議員の場合でも一日で回りきれないんですよ。大体二日かかるんです。そうするといま前田と大阿仁との支所、それぞれ森吉と阿仁は持っているわけですが、やっぱりこれ一日で回るかどうか分からないんですけど、努力目標みたいなものとして恐らくいつまでも支所を残しておくことは約束できないと思

います。ただ努力目標みたいなのはやっぱり必要でないのかなと、いつまでも残していくという約束していくということにはならないと思うので、やっぱりそれこそ山田さん二人並んでいるわけですけど、山田賢三さん方が最初に言ったように目標みたいな、死活問題だけれど、それでもやっぱり手をつけていかなければだめなので、目標として5年ぐらい無理だとか、そういうのは、やっぱり私は必要になってくるのではないのかなと思います。ですからお願いとやっぱり目標は示すということです。

岸部会長： 分かりました。他にございませんでしょうか。どうぞ。

阿仁町山田（賢）委員： この総合支所という制度、これ初めてこういうものが出てきたわけで、これ、今みんな分かっていないと思うのは、一般の町民の方は。どこの市に行っても市役所の本庁があるところに、さらに総合支所なんて置くような形態を分らないと思います。私、これは長く続くものではないと思う。したがって新庁舎を建てたならばその時抜本的にやはりこの市の行政機構を大改革していかなければ、ただ、来年合併した場合にその年からそういうことやれ、といったってこれは入る場所もないかたちでやらなければならないのだから、結局一定期間やむを得ないと思うけれども、私たちは、合併をしない町とか、それから合併して良かったという町とか、行政視察でいろいろ勉強した訳なんです。大体人口百人について職員は一人おればいいと、だけれども現在の職員を合併したからといって退職していただく訳にいかないのだから、これは何年か、かかると思うんです。これは、私はやむを得ないと思う。そこで、やはり将来市になった場合の行政の機構、総合支所方式、いまはやむを得ないにしても、将来はこうなりますよというかたちにはっきりと住民に話しをした上で合併に理解をいただくという方法をとっていただかなければ、いや合併したとき、総合支所でいままでと何も変わらないという風なつもりで合併したら、後でとんでもないことになる、というようなことが起きないようにひとつ配慮した計画を立てていただきたいと思います。

岸部会長： はい、分かりました。どうぞ。

濱田副会長： 阿仁の山田さんが言ったことは大事なことです。それから、簾内さんのに付け加えておかなければならないのは人数だけではなくて、合併した時にこの総合支所でやる職務内容、これが、「あ、そうすればいままでどおりだな」、「阿仁の役場に行けばこういう仕事、用事も足せるんだな」、そう言ったことが、一般住民が分かるようなこの支所の事務内容もつけてやらなければならないなと、こう思い

ますので、人数だけではなくてそこで出来る用事も内容もつけてやりたいもんだなと、こう私は思うわけなんです。

岸部会長： はい、分かりました。他にございませんか。

（なしの声あり）

22号は、こういうような調整の方針でよろしゅうございますか。

（はいの声あり）

分かりました。ではそのようにいたします。

岸部会長： それでは、続きまして第23号・一部事務組合等の取扱いについて、を協議いたします。事務局の方からご説明下さい。

事務局： それでは、先回配布している資料の中で一部事務組合等の取扱いでございますけれども、調整内容については三つあります。

一つは、鷹巣町外6ヵ町村衛生施設組合、秋田県市町村総合事務組合及び秋田県市町村会館管理組合については、合併の日の前日をもって脱退し、新市において合併の日に当該組合に加入する。

二つ目は、鷹巣阿仁広域市町村圏組合、森吉町外2ヵ町村生活環境施設組合、森吉町外4ヵ町村病院組合及び公立合川高等学校組合については、上小阿仁村と協議の上、別途協議する。

三つ目は、公平委員会の事務の委託については、合併の日の前日をもって委託を廃止し、新市において合併の日に新たに事務を委託する。

この三つが調整の内容でございますので、よろしくご協議のほどをお願い申し上げます。

岸部会長： ご意見等たまわりたいと思います。

森吉町庄司委員： この2番の、いわゆる別途提案するというのは、そうするとここで議論することは出来ない訳ですね。その点はそうなるんですか。

岸部会長： いや、意見はたまわって結構です。ただ、上小阿仁さんという、一つここに入っていないところがありますので、そちらの方には広域の事務組合として文書を出しております。どのような立場で、いまの一部事務組合をどうなさいますかと。出た回答といいましょうか、それは、私の段階から口頭で申し上げます。いままでどおり参加したいと、負担その他もいままでどおりにしていだきたいと、い

う風なのがまず一つです。それについても具体的に、特に財政的なことでございますが、負担について、それを具体的に上小阿仁の職員も派遣するので一緒にそれを調査したいというか、聞きたいという風なことで今進んでおるところでございます。それが終わりますと上小阿仁の態度が、態度といいましょうか、上小阿仁としてはどういう風なあれで進むかという風な回答が来ると思いますので、そういうことで、ここの表現はそうなっている訳でございます。

森吉町庄司委員：　というのは、この2番が本当に一番大事だわけですね。それが、先送りなるということで、たとえば病院関係などにつきましては、今の新しい病院を造るという構想、そしてそれぞれ支所を残した上で、残すというのは果たしてそれぞれの町村で、いわゆる一部事務組合の組合議会なり町村が理解しているかという、全く違う考えをもっている、はっきり言ってですね。ですから、そういうのが先送りになった場合に果たして、相当心配な面が出てくると思います。それと、例えば高校の場合、合川高校の場合、合川は何とか残したいと思いますが、例えば米内沢高校の場合も森吉では何とか阿仁部で1校、いうかたちをとっているわけです。はっきり言って別途提案するということですが、こういう大事なのをさっきも出たわけですが4人の町長さん方、大変忙しいでしょうが精力的にこの問題をつめてやり出ししてもらわないと、条例とかそんなことは、私はたいして問題ないと思うんです。合併して新市になった時できる問題もあると思いますが、この問題は最後につまずくと、いうもとになるのではないかなと、そういう感じがする訳ですので、この問題についてもう少し詰めた話し合いをして欲しいと思います。

岸部会長：　詰めた話しをしておりますので、その一部になると思いますが、合川の町長さんから説明していただきます。

佐藤副会長：　当然この問題、一部事務組合は、たとえば合併した場合に整理をして再出発するか、それとも解散する、こういう問題がありますけれども、会長が言ったようにここに入っていない町村があるわけです。そこの協議が、まず私がた一番大事だと、こういうことからいま発表になったように上小阿仁はいままでどおりやって下さい。お願いしたいということであります。私どもそれについてどうするかと、こういうことを今話ししている途中でありまして、病院の問題については、病院組合で若干話をしておりますけれども、まず上小阿仁との協議がどうなるのか、そこらへんのところから出発していかなければならないと思っていますので、今、上小阿仁から回答がきましたので事務的にどういうスタイルがいいのかということ、これは正式な問題になりますので、まず事務的につめていただきたいと、こういう

話し合いをさせて下さいということですから、上小阿仁と、あとの4町村がまず事務段階で話しして下さいと、そういう話しをしているところであります。

岸部会長： 今、お話しのように広域の事務の方でそれに対応しております。いわゆる消防救急含めまして、やっておりますのでそれに対して上小阿仁からの方から回答がくるか、或いはこちらから場合によっては先に出すかということになるかと思えますけれども、今そういう段階でございますので、ご了承下さい。他にございませんでしょうか。どうぞ。

森吉町春日委員： いまのところで大変大事なことがあるわけです。上小阿仁さんの態度次第だと、答え待ちだということですが、いままでどおりということは一部事務組合として残るのであれば、これは、そんなに問題がないと思うんですが、その組合を構成しないで、要するにオブザーバーみたいなかたちで入るということになれば、大変大きな問題が絡んでくる訳です。これは負担金だけでなくて職員の身分の問題がありますね。

それと、その例えばいま五つの町村で組織している一部事務組合の上小阿仁が抜けると4町ですね。そうすると組合でなくて、今度、なんですか、市立になるんですか、これ又大きな、この職員の身分のあり方というか、そうしたものが大変難しい問題はらんでいると思うんです。もう一つは、まだ組合議会では方向性、合意を得ていませんが、統合病院のあり方ですね。これまだ合意を得ていません。その枠組みの問題も大変大きな問題をはらんでいますので、ただ単に、答えを持つだけでなくて積極的に、タイムリミット決めてかからないと、この合併問題の左右するような大きな問題だと思いますので、忙しい中ではありますが4町長、一つこれには頑張っていたきたいと思います。

岸部会長： 分かりました。そのつもりで進めてはいるつもりでございますけれども、もちろんこちらの方の一方的に上小阿仁の返事を待つというだけでなくて、こちらからの方からも出すつもりで、一緒に今具体的な事務的なことを進めている段階でございますので、もうちょっとお待ちいただきたいと思います。他にございませんでしょうか。どうぞ。

合川町和田委員： 先ほど庄司さんと春日さんからお話しありましたけれども、合川高校の場合もそういう線上にあると思いますけれども、このままでいきますと市立の高校と言うことになるんですか。そこらへんの関係が一つと。ただ、この問題につきましては合川高校の場合でもうちの方の町長が管理者ですけれども、組合議会との

意見を相談していないような感じもするわけで、ただ、私から見れば偏見だかしれませんけれども、病院だけが組合でいたい一人あるきしているような感じでありますので、その辺のところをそういう理解をしていいもんですか、どうですか。

佐藤副会長： 一部事務組合全体でありますけれども、先ほど申し上げましたように、その上小阿仁が入っておりますので、上小阿仁とまず話しをしてその結果こっちの方、合併するわけでありますので、合併した場合には一部事務組合を作るのか、それとも上小阿仁が外れてしまって、市立になるのか、そこらへんのところどう行くのか、それは上小阿仁と協議をしてみないと分かりません。ですから、この調整内容にあるように上小阿仁と協議をさせていただいていくということです。合川高校の問題も同じだと思います。ただ、それぞれ組合議会がある訳でありますので、各議会そこで全く話しをしていないところもあるので、早急にそういう話しも組合の方でもしなければならぬと思っているところであります。

合川町和田委員： 合併協が先とか、一部事務組合が先とか、そういう感じをうけておりますので、さっきから言うように調整して早くこの問題にけりをつけなければならぬと思います。例えばご承知のとおり、高校の統合の問題も結論を県が出している状況ですのでそれが大きな課題の一つとして、そう思います。

岸部会長： 分かりました。他にございませんでしょうか。一部事務組合の、広域事務組合の場合はむしろ抜ける方が4町であって、残るのが上小阿仁なんですね。ある意味で言いますと。こちらの都合でそういうことになったわけでございまして、その辺の調整もあると思いますけれども、むしろ抜ける方がこの4町なんですね。この問題につきまして、他にございませんか。簾内委員さん、どうぞ。

鷹巣町簾内委員： 一部事務組合がここに書かれての沢山あるわけですけど、やっぱり一部事務組合の場合は黙っておれば開催される回数が少ない訳ですので、町長流に言えば抜ける方がこっちで残る方が上小阿仁だと言われればちょっと言いにくいんですけど、回数少ないわけですので、それは抜ける方が積極的に働きかけて、むしろそれこそ期限きれるんでないかと、上小阿仁で職員派遣して話し合いして決めるだろうけれど、こういう風に我々の方でやりますよと、いうなれば説明を聞くために職員派遣だと思うんです。そうでないと、あーだこーだって質面倒くさい提案はできる立場にないじゃないかと思うんです。いま従来どおりということは外の4ヵ町が、それぞれ、それなりになんぼか負担しているので上小阿仁がどうにか得をしている、総体的にみれば、そのように思うんです。

ですからそういう面で4管理者、町長が日にちを定めて早く召集して、職員をして、そして事務担当に、事務担当とは一部事務組合のことですけれど、即急にやるべきだと、年2回だとかなんかということではなくて、もう夏ごろまでには少なくとも調整出来てこの協議会に発表出来るような風にしておかないとずるずる遅れていくんじゃないかというので、これは急いでもらいたい。みんな同じじゃなくてそれぞれ違うわけですので、一部事務組合以外のそれぞれの2ヵ町とか、3ヵ町とかあるわけですので、もちろん合川高校もその内の一つでこれは早急にやらなければならないことなので、それこそお盆のころというか8月ごろまでにはけりをつけて9月はいろんな意味で新しいスタートになる時期だと思いますので、最も急ぐものの協議の一つではないかと思っています。お願いします。

岸部会長： 分かりました。そのように、4町長と言われましたので努力します。管理者としてですね。

鷹巣町清水委員： 上小阿仁の問題で、私、非常に厳しい考え持っているんです。それは、岸部町長がいつでも門戸を開いていると、いつでもきたい時は入れますよ、というようなニュアンスのことを新聞等で見ているわけですが、やっぱりそういう甘い気持ちで、上小阿仁がこういう風になっているのではないのかと、私、これは非常にいけないことだなと思っています。今入らなかつたら、やっぱり永久に入れるべきじゃない。裕福なところだという、裕福だから一人でやれるということなんで、まあ、そう言われると我々は貧乏人だから一緒にならないと、こういう風になるわけです。

やっぱり一部事務組合なんてのは、お互いに助け合いするのが一部事務組合ですので、それを合併した市と上小阿仁だけで一部事務組合ということは、私はやる必要がないと、はっきりと私はそういう考えです。いつでも入れるなんていうことは、これは、私は言うべきでない。いずれ、それはやるまではそういう時もあるかもしれないけれども、いまからそういうことを、私は言うのはまかりならんということです。

岸部会長： 分かりました。じゃ締め切りを設けて頑張らせていただきます。他にご意見ございませんか。

(なしの声あり)

はい、分かりました。それではその次に進ませていただきます。

岸部会長： 協議第24号・使用料、手数料の取扱いについて、これには追加資料もあり

ますので、これを含めてお願いします。

事務局： 追加資料がありますので一つ、ナンバー 2 です。前回お渡しいたしました資料の差し替え分でございます。その中で 1 頁の斎場使用料の具体的な調整方針が修正後として、合併時に統一するという風になっております。それから 2 頁の観光施設使用料の具体的な調整方針ですが、これが現行のとおりとするになっております。それから 7 頁についてはダブって載せておりますので 6 項目を削除しました。その前の方にこの分が載っておりますので、大変失礼しました。

調整内容は二つでございまして、各 4 町の町それぞれありますけれども、一つは、施設等の使用料のについては、施設の内容、建設年度が異なることから、原則として現行のとおりとする。ただし、同一又は類似する施設等の使用料については可能な限り統一に向け調整するものとする。

二つ目が、各種手数料については、住民負担に配慮し、負担公平の原則から合併時に統一するものとする。この二つの調整内容でございますので、それについてご協議お願いしたいと思います。

岸部会長： それでは、ただ今の説明にご意見がございましたら。如何でしょうか。どうぞ。

阿仁町山田（賢）委員： 頁の一番、調整内容の斎場の使用料について、阿仁町の場合は合併時に統一するとういうことになっているわけです。ところが阿仁の斎場は森吉町、鷹巣の斎場と違まして立派なものではない訳で、これも統一されれば大分価格が上がりますので使用料がですね、これは、やはりもう何年かすればあの斎場もだめになると思うけれども、もうしばらくの間は、現行の使用料でやるというようなことも考慮していただけないのかと、こういうことでございます。

岸部会長： 分かりました。それは考慮してそれじゃ専門部会の方で。他にございませんか。鷹巣の無料につきましては、どうですか、鷹巣の委員の皆さんは。

鷹巣町簾内委員： 今、阿仁町から例が出ましたけれど、合併を期に新しい市の市民が亡くなった場合は無料にすると、鷹巣にならうという方がこれで対して収入にもなるわけでもないし、又、ゼロというか無料ということで良いのではないかと、この金額としてそれがいままで阿仁町の財政上の足しになったとか、そういうこともないと思うし、これは森吉もどこもそうだと思うんです。ですから出来れば新しい市民については、合併を機に無料にするという方法で、何もかにも節約ということになる

わけではないんですけど、これぐらいは決めても良いのではないかと、そう思います。

岸部会長： 如何でしょうか。ご意見、どうぞ。

阿仁町山田（博）委員： ごもったもだと思うんですが、極端な話しですけど、そうすると鷹巣にある斎場も阿仁にある斎場も同じ市民ですよね。先ほど申し上げましたように施設によってずいぶんその立派なところとはっきりいって立派でないところがある。具体的な話しさせていただきますけども、そうすると阿仁の町民が鷹巣の斎場を使わせてもらいたいということになれば、今の簾内さんのお話しだと無料で、ということになりますよね。そうなっちゃうと、空いていけばいいけれどもその問題、その調整が今度大変、まず、今の場合うちの方、変な話しですけども、繁盛しているの火葬場ぐらいなものです。そういう状況で高齢化の中であんまり遠くなければ、どうしたって良い所に集まっちゃうと、ということになるんじゃないかと懸念がありますので、僕は全て無料というのはいかがなものかなあという感じがします。だから既得権益と言えは変ですけども、激変緩和の１０年ぐらいの間は、鷹巣の斎場使うとすればその区域であった人がその間は無料にしても、外からいくとすればある程度、それはそれで持って収入その使用料収入うんぬんとかいうこと別にしまして、そういう問題もあるのではないかなと思います。その辺、調整はひとつしていただくべきだと思います。

岸部会長： 簾内委員が言うのは全部無料にという意味です。全部市のものになるわけですから。

阿仁町山田（博）委員： そうすると当然施設の整備されたところに集中してしまうということなんです。そうすれば阿仁の町民が、いまして、まず斎場使う場合、阿仁の斎場使う町でなんですけども、たまたま重なったりなんかした場合、ちょっと隣の良いところにいっちゃうわけですけども、あの斎場、何箇所かこの圏域見させてもらえばその施設によって、設立年度によって随分グレードに差があるわけですよ、はっきり申しまして。そうすると当然良いとこに集中してしまうキライがあるのではないかなと思いますので、やっぱり僕はいくらか、額が、これを見ますと一万円から二万円とかなっているけれども、その辺の緩和は必要じゃないかなと僕の意見です。

濱田副会長： 合併して住民が一番やはり関心を持つのはこの使用料・手数料のところだ

と思うわけなんです。合併したら、なんと安くなったで、やっぱり良いもんだなと、このような実感が出てくるわけなんで、そういう点からいけば篠内さんの提案は大変これありがたいことだな、ただ、全てが安くなるわけではなくて、やっぱり高負担の低サービスということも或いは覚悟しておいてもらわなければならない。それで全部、低負担の高サービスというわけにいかなくなってくるわけなんで、そのところを、やはり地域住民に予め断っておかなければならい。そういうので、この調整の内容ところで同一又は類似する施設については、可能な限り統一に向けて調整を続けていくと、こういうような方針にしておけば、私は地域住民の理解は得られる。ただし、さっき言ったように、やっぱりこれは安くなったなと、やっぱり合併して良かった、こういうような実感持てるようなものも考えていかなければならないと思っています。

岸部会長： ありがとうございます。どうぞ、小林委員さん。

阿仁町小林委員： 細かいことをお伺いしたいんですけど、5頁の手数料に関して左のこの戸籍の上から4番目に除籍の記載事項証明、450円とか350円それぞれ各町村によって違いますけれど、ここの部分では鷹巣町と森吉町の例により統一する。つまり鷹巣と森吉さんだけが高いんですね、他の町村から見て。それから全く逆な例が同じ5頁の下印鑑等という項目ございますね、その上の印鑑登録証の交付になりますと鷹巣と阿仁町の例により統一する。これはうちの方が安くて森吉さんが高いですね。したがって全く逆の立場で統一するという表現、使っている訳ですね。この場合に、たとえば捉え方として上の除籍の、戸籍の記載事項証明の場合は鷹巣、森吉が450円、阿仁町が350円、鷹巣町の450円に統一するということなのか、それとも350円と450円を緩和して、その中間取るのか、それから、下の印鑑等の1件100円、森吉さんだけが300円、うちが100円、鷹巣、阿仁町の例により統一するとありますけれど、ここのところの見解、一つご説明をお願いしたいと思います。

岸部会長： 事務局の方で、これございますか。

事務局： 今のご質問で除籍の記載事項証明につきましては、450円となりますのは地方公共団体等の手数料の標準に関する政令というのがございますので、こちらの方の、政令の方の数値が450円でございます。そのために450円の方に統一するというところでございます。又、印鑑登録証の交付につきましては、鷹巣町、阿仁町の方の例によりまして、合川町100円、森吉町も100円にするということでご

ざいます。又、登録証の再交付につきましては、合川町の例によりまして外の3町が500円にするということでございます。

この内容につきましては、やはり、定められております地方公共団体の手数料の標準に関する政令というものになって、調整してございます。

岸部会長： 小林委員さん、どうぞ。

阿仁町小林委員： 若干の値上げも実はして欲しくはないんですけど、例えば最後にくだりで印鑑登録証の再登録、森吉町の例により統一する。森吉が500円でうちと鷹巣が100円になっているんですね、5倍の値上げというのはやはり厳しいということからしまして、つまり政令だからという風な回答でしたけれども、じゃ他の100円という料金決めている町村は政令違反とことになるんでしょうね。政令はやっぱり絶対に遵守することになっているのでしょうか。

岸部会長： 説明して下さい。

事務局： いまの説明で、印鑑登録証の再登録につきましては、これは政令の以外のことでございまして、再登録の実費費用がかかるというところから勘案した500円でございます。又、これに関連しまして件数的には現在わずか数件しか取扱いがございません。そのために件数的には非常に少ない件数となっております。

岸部会長： よろしゅうございますか。少ないので、これは実際は利用する人がないという風なことでございます。どうぞ。

阿仁町山田（賢）委員： もう少し努力して、ぱっ、ぱっとう質問出来るように段取りして下さい。次回から。

ちょっと意見を述べさせていただきますが、この観光施設の使用料の件なんです、現行のとおりにまだやるということですね。ところで、私は次回提案されるこういうような公共的な施設、団体、これはしっかりと関連性が非常にあるんじゃないかな、例えば阿仁町の場合は、マタギ観光株式会社というものを第三セクターでできているわけなんです。そうした場合に将来新しいに市になった場合にこのような第三セクターとか、そういう観光施設も独立採算でやれということになれば、果たしてここで、条例で使用料をいま決めておくことがですね、どうかと思うんです。会社ですから。これ、まにあわなければ使用料値上げしなければならない場合もあるでしょうし、あとが見えてこないかたちにおいて、この使用料をこれでよしと、

こういうなかたちではいけないので、次回のこの協議の内容を見極めて上で、私は結論を出していただきたい。森吉さんの場合も森吉山荘が公社になっている訳で、これとても将来どういう風な形態で市の方で考えていただくかと、いうようなことがあると思いますので、それと、私はこの使用料と、利用料というものは関連性がある課題でないかなと思いますので、議長で一つ取り計らっていただきたいとこう思います。

岸部会長： 有難うございます。他にございませんでしょうか。どうぞ。

阿仁町山田（博）委員： 2頁の保健施設とか老人福祉施設使用料なんですけれども、これみますと、たとえば保健施設使用で森吉さんが無料になって、鷹巣さんとうちは有料になっています。観光施設とかこういうものは合併してもいままでより全然変わらないので、それで良いと思いますけれども、この調整内容見ますと現行どおりにすると、同じ市民でありながらそういう福祉施設を使うのに、そこによっては有料だし、ここではお金取るというのは、これは、やっぱり建物古いとか新しい別にして基本的な調整を行い、無料にするんだったら無料、もらうものはもらうという方向を出すのが筋じゃないかなと思いますので、その辺も一つ調整の過程で、検討してもらい必要があるということだけ提案しておきます。

岸部会長： これ、なにか事務局の方で理由がありましたら、今お知らせ下さい。ありませんか。それじゃ委員の方から、どうぞ、春日委員さん。

森吉町春日委員： 先ほど簾内委員と浜田町長から火葬料無料にしたらという話があったんですが、確かに住民からみれば無料とか、安い方がいいでしょうけれども、これ新たに出来る市全体にこの網をかけるのであれば結構な持ち出しになるわけですよね、住民が直接お金出するか、市の経費で出すかどっちか、同じといえば同じなんですが、受益者負担の原則からいけばちょっとかけ離れてくるんじゃないかなと思うんです。特にうちの方のある火葬場は上小阿仁、合川、三町村でつくっていますしね、こうした経緯もありますし、事務局案は合併時に対応するとなっていますので、今一度、その全部無料ということだけでなく再検討していただきたいものだと思います。というのは職員も配置してしまして、経費もかかるわけです。そこらをそれで全部ケアできるわけではありませんが、やはり負担の原則というのは、当然だと思いますので、ぜひその辺をもっと考えて合意できる線を出してもらいたいと思います。

岸部会長： 応分の負担をと、設定すべきであると言うご意見ですが、他にございませんでしょうか。どうぞ。

鷹巣町簾内委員： 斎場にこだわるわけではないですけど、鷹巣の場合は町民が無料で町外の方が15,000円から25,000円という風に、25,000円なんですよ。それで、私いままで議会で提案してきたことがあるのは、特別養護老人ホームに入所するにあたって住所変更しなければならない訳です。たとえば鷹巣の特別養護老人ホーム青山荘に入所したいけれど出来なくて合川の永楽園にお願いしたというようなケースがあるわけです。そうすると特別養護老人ホームだと住所が鷹巣の住民であっても合川に移るわけです。移さなきゃだめなんです。そうすると合川の永楽園で鷹巣の人が亡くなった場合は町外の人ということで取り扱われてきた訳です。それを、ぜひ無料に出来ないのかということでさんざんやってきたけれど、とうとう出来ないままにいまに至ってきた訳です。それは、それぞれ自分で自分が亡くなった人が負担する訳ではないですけど、その配偶者なり誰かなんですけれど、最後に亡くなった時ぐらいはその新しくなった市記念にして無料にしてもいいのではないのか。というのは、それは、その負担する原則はある訳ですけども、合併を期に、この負担してもらったために斎場管理経費で人件費うんと助かったと、いうものではないんです。初めからそれを予算化しているわけですので、鷹巣の場合は、だいたい200名ぐらいです。年間亡くなる人が。ですからそんなにこれが財政を圧迫するものということではないので、将来になれば火葬炉が古くなればやっぱり新市としてこれはどうなるかわからないですけど、大野台になるか合川になるか森吉になるかわからないけど、新しいとこに恐らくいつでも利用できるような炉が五つぐらいある、そういう格好の将来必要なのだと思います。まず、それまで合併になったらこれはただというものもあっていいのではないかというので、私は、ぜひとも、これはむしろ無料にした方が良くと思います。管理費は最初から計算して負担して出すという格好だと思います。

それから、2頁でこれ鷹巣、左側の一番下ですけど、湯ノ岱温泉（本館）とあるけど、本館、これは使ったことあるんですか、どうですか。これいま使っていないでしょ、どうですか。

岸部会長： 一部使っています。団体で来たりした時使っています。他にございませんか。（無しの声あり）

よろしいですか。今のご意見無料というように、かなり、これ大変だと思うけれど、どちらにするかあれだけでも、まず、よくこの雰囲気を読んで、専門部会で協議いただきたいと思います。

岸部会長： それではその次は、順番からいうと１５号になります。協議の第１５号でございますけれども、先に２０号の方をやりたいと思います。事務局の方で説明下さい。

事務局： 資料ナンバー４の横Ａ３の横に長いものですが、特別職の身分について、ということで資料を提示しています。これは原則ということでございますので文書上だけではなかなか分かりづらいという風な指摘がありますので、まず、こういうような簡単な表にした場合、常勤の特別職、４役、その他に議会議員となります。

それから、三つ目が地方自治法による普通公共団体に置かなければならない委員会及び委員、という風に区分けして設定しています。人数は条例等で定める人数、それから、監査委員の場合は、３人又は２人という原則というのがあります。

固定資産評価審査委員の場合も３人以上という原則があります。こういうようなかたちで今後合併時の場合どうなるかを、暫定の場合ということを含めて明示している次第でございます。中味一つ一つは詳しくは時間の関係上入りませんのでご了承願いたいと思います。以上でございます。

岸部会長： ご意見賜りたいと思いますが、こういう表になりまして分かり安くはなったわけですが、ご意見ございませんでしょうか。調整の内容という風な方向で、これでよろしければ。どうぞ。

阿仁町山田賢三委員： 町長は３月３１日に失職されるわけですね。ところが４町長の内からその職務執行者を選任するとということで失職した方が就任することができかねないか、その点についてお尋ねします。

岸部会長： 事務局の方で。

事務局： 合併時、いわゆる職務執行者は４町の町長が失職して、その内の一人がなるということになります。いわゆる失職した町長から職務執行者を選ぶということになります。

岸部会長： 新しい市長が選任されるまでですね。５０日以内に選挙するわけですが、それまでの間、誰か一人残ってもらうということになるかと思います。他にございませんでしょうか。

（無しの声あり）

よろしゅうございますか、無しという声がございましたので、それでは無しと認めます。

岸部会長： それではその次の協議案件 第15号につきまして、ご協議いただきますが、これは、私はこの協議会が始まる当初から事務的に進められるようなものは、迅速に進めるべきであるし、ただ時間をかけるものについては十分審議を尽くしましょうと、進めてきたつもりです。したがって、これからの新聞報道のように、あたかもまとまらなかったような言い方をしておりますけれども、これは時間をかけているのであって、決してまとめようと思えばまとまったかもしれませんけれども、無理なまとめ方をしないで十分に理解していただくという風な気持ちからでありますので、よろしくお願いします。

まず今日は、この間3町の意見は一応聞きましたが、合川さん方からまだ意見が一定していないという風な報告でございましたが、今日、もしその会議がありまして議会の方とのご意見がありましたら、一つ議長さんの方からお願いしたいと思います。

合川町佐藤委員： 合川では14日の日に全員協議会を開いて2時間ぐらい議論した訳ですが、やはり、一つは合併の理念に沿った原則、要するに即失職して選挙という案と、それと、その在任特例が6ヵ月、或いは1年というご意見があるようですが、その根拠がなんなのかという風なご意見もある訳です。ですから、もう少し調整をする時間があってもしかるべきではないかと、いう風に考えております。

岸部会長： 有難うございますした。他の方で、又、先回と異なった意見が出ておりましたら、或いは新しい意見でもありましたら、もちろん結構でございます。合川さんの方ではもう少し時間が必要だという風なことのようでございます。

どうぞ。庄司委員。

森吉町庄司委員： 先回と変わっておりません。以上です。

事務局： 追加資料について、説明させていただければと思いますけれども、よろしいでしょうか。

岸部会長： どうぞ。お願いします。

事務局： そうすれば、協議第15号 議会の議員の定数及び任期の取扱いについて、前

回までに、ご質問等がございましたので、それを整理させていただきまして、資料として提出させていただきました。

まず、上段の方の表でございますけれども、これは選ぶべき方策が三つあるということでございます。まず原則、これは議員の方々が合併と同時に失職なさることになります。その場合は設置選挙行なうわけですが、議員数を26人以内としまして行なうと、そして選挙区設置は可であると、出来るということでございます。その後に任期4年を経過しますと一般選挙を行ないまして、それについても又選挙区を設置することが出来るということでございます。

二番目は定数特例でございます。これも合併時には議員の方々が失職なされまして、議員数も法定定数の2倍以内ということで、52人以内で設置しまして、やはり選挙区を設けることが可能であると、さらに、その後の一般選挙は定数が26人以内になりますけれども、それも選挙区を設けることが出来るということになります。

三番目が在任特例でございます。それは合併時には現議員の身分が継続しまして設置選挙行なわないということになり、ただし、任期は2年以内だという格好になります。それを経過しますと一般選挙を行ないまして、それは条例で26人以内にしまして、そこでも選挙区は可能であると。つまり選挙を行なう場合は、全て選挙区設置を行なうことは可能だと、いうことでございます。

それで、現在の4町の議員数は74名でございますけれども、在任特例になると74名が継続するというかたちになります。又、定数特例と在任特例、これ、どちらか一方しか選択できないとことになっております。

先般、田代・大館の合併協議で、在任特例数とありましたけれども、これは編入でするので出来るということで、新設合併の場合は出来ないということになります。

議論の参考になるように左下の方に選挙区を設けた場合の議員の数というものを、法律では26人以内となっていますので、26人を例にとって書かせていただきました。これを、以下になりますと若干づつ減っていくわけですし、後、定数特例使った場合はこの約2倍と、端数の関係で、例えば鷹巣町が13人、定数特例50人になると倍なるかという、たしか端数で若干動きもございますので、そのへんはご留意願いたいと思います。

前に定数を28名の定数特例を使って、各町から7人づつ、 4×7 、28人という人口に比例しない定数の作り方どうかという提案もございましたけれども、それにつきましても合併時に限っては可能でございますので、そういう提案についても可能だということを申し上げておきます。

それと右下の方でございますけれども、この協議会で決めていただきたい事項としまして、新市の議員定数、これ26人以内はどこで決めるかというのを、条例で決

めなければいけませんので、合併協で鋭意協議いただきまして、議会の議決、公示という段取りをいただきたいと思います。

あと、決めていただきたいことは、どの特例を使うか或いは原則でいくかという、この三つの中で選択肢を決めていただきたいということでございます。

そして、三つ目は選挙区設置をどうするかという議論も出ておりましたけれども、その考え方についても、設置選挙行なう場合は条例ですぐ決めなければいけませんので、ぜひともこの協議会できちっと報告書出していただきたいと思います。在任特例を設ける場合でございますけれども、これにつきましては、新市の議会で審議して条例化しますので、必ずしもここで決める必要はないと、ここで決めて新市に申し送りするということも可能でございますので、その辺をご検討願いたいと思います。以上でございます。

岸部会長： 事務局からかなり具体的なものが出て参りましたけれども、この追加資料のナンバー 3 を見て進めたいと思います。

まず、皆さんからご意見を賜りましょう。どうぞ。

鷹巣町清水委員： まず、選挙区を設けることが出来るという、今回まったく新しい提案がありますけれども、私は当初、選挙やるべきであると申し上げてきた。したがってこれは小選挙区制でやれるという提案をした一人であります。ただ、今協議している問題、非常にこの合併後決まる問題が多く出てきています。これに非常に不安があると思います。いまだと各町みな同じ人数で協議会へきていますので、お互い割り切った話し出来ているわけですが、これが今度、新しい議会になると多数決、こういうことになる訳ですから、まあ、小選挙区制にして人口割という風になればこの左下の表の形になる。中々このあたり不安など、そういうものはあると思うけれども、一人も出れなくなる可能性があるという不安はこれをもってとり除かれることが出来るのではないかと思います。したがって小選挙区制も選択肢の一つでないかと。しかし、これを各町では論議していないと思います。私はやっぱりこういう新しい問題が出てきたので、さらに、これは各町に持ち帰って話し合う必要があると思います。もちろん急ぐ必要がないと思いますし、これはいずれ、これも合併してから職務執行者が専決処分ですと、これは在任特例でなくて定数特例の中にはあったという風に私は感じておりましたが、こういうことで今回在任特例でなくて、全く新しく市に移る場合も小選挙区制可能という結論が出たので、私は検討課題として持ち帰る必要があるのではないかと、こういう風に思っています。

岸部会長： ただ今の意見でどうですか。どうぞ。

鷹巣町簾内委員：隣りにいて私は反対です。小選挙区はそれがまるで阿仁とかその人口の少ないところのせいにする訳じゃないですけど、そこの方から出てくるのなら話し分かるんですけど、鷹巣の議長がわざわざ阿仁のために言ってくると、もし出なければ困るのじゃないのと、そういう必要はないと思うんです。今、総体的にいままで2回は在任特例のことについて主に話ししてきたので、ただ、事務局がこういうのもありますよと、いままでずっと質問あったことについて一つ一つ答えにふれてこういう資料として出せばこうですよということですから、資料を出したのがみんなそのそれに該当するというものでないと思います。ただ、事務局については、もしこの定数のことについて、若しくは、定数ですね。これについて、いつまで決めなきゃだめだというのが、あったら教えてもらいたい。そうでなければ3町ではだいたい決まっていたんです。だけれど、合川町は今言うようにまだはっきりしていない、もうちょっと時間はかかるというので、事務局でいつまでならいいのか、その辺を教えてもらえば、そこまで事務局に言われて合川もやっぱりそれに合わせてくると思うので、急いで決めなきゃだめなのは急げばいいし、そうでなくてもいいものなら待てばいいし、その辺は事務局はどうですか。

岸部会長： 事務でどうぞ。

事務局： いわゆる原則である場合や、或いは定数特例でやる場合は選挙をすぐ行なうこととなりますので、その場合に選挙区をつくるかどうかというのは事前に決めておかないと行なえないこととなりますので事前をお願いしたいと思います。いつまでという制限でございますけれども、結局、ここに書いてありますとおり職務執行者が条例を専決することとなりますので、その寸前まで決まっていればいいとなりますけれども、皆さん準備等もございましょうから、いつまでということは、具体的には言えません。それは選管の方でないと私の方も分かりかねますけれども、選挙の場合につきましては事前に、それも選挙に間に合うようなかたちということだと思います。

在任特例の場合は、先ほど申したとおり新市の議会でも、条例を専決することが基本的に出来ません。新市の議会できちっと提案して審議することとなりますので、その場合につきましては今の段階で決めておくことも可能ですけれど、全て新市の議会に委ねるということも可能でございます。

設置選挙の場合の選挙区につきましては、ちょっといつまでということは断言しかねますので、よろしくをお願いしたいと思います。

岸部会長： 他に、どうぞ。

阿仁町山田賢三委員： 議員の在任特例の問題で、今日でちょうど三回目の会議になるわけで、私は、合川町で前回やった場合に大体こう良い方向に意見の集約できるような方向に向かっておるのではないかなと、こういう風な感触を持ってきた訳です。ところが、まだそこまでいっておらないと、ということはもう在任特例なんて認めないで合併したらすぐ選挙やれと、こういうまず意見。それから6ヶ月在任特例を認めてやったらどうかという意見。それから1年を限度としてやったらどうかと、こういうまあ、三つぐらいの意見が出ている訳なんで、私は、これはもうそう長くかかってやる内容でもないような感じもします。ただ、ここの議員は分かる訳だが、そのほかに各町の議員が沢山いるもんですから、その方々の理解を得る必要もあると思いますので、この協議会に各町村から二人なら二人の委員を特別の委員を定めて、いわゆるよく政治の場では落としどころという言葉使っておりますが、どこらに、この意見を集約すればいいかというようなことの話し合いを持っていただいて、そして、その協議会としてはこの草案として出していただいて、そして、それを各町に持ち帰って出来るならば協議会の草案にそうたかたちで意見を集約するような方向に持っていかなければ、いつもこれを何回もやっていなければならないような状態になりますので、議長にその辺も皆さんに諮ってやっていただけないでしょうか。

岸部会長： それを諮っているつもりでいた訳でございますけれども、中々皆さんの意見がいろいろありまして。どうぞ、清水委員。

鷹巣町清水委員： いまの事務局の説明では、いわゆる定数を早く決めてほしいということのようですので、これを26人にするか、或いは24人にするかと。在任特例にするか即選挙でやるか、小選挙区でやるかというのは合併してからでも良いということですので……。

(違うの声あり)

岸部会長： 事務局、どうぞ。

事務局： すいません、言葉が足りなかったようでございまして。この表の右下の協議会で協議・確認が必要な項目ということ三つ〇印を挙げてさせていただきました。その中で一番の新市の議員定数、これにつきましては新市発足時までに決めていただければ良いかということになります。

二番目の特例適用の有無、これにつきましては、この合併協で決めていただきなけ

ればいけません。新市の議員定数、これにつきましてもここで決めますと、決めて、先ほど新市発足時までと言いましたけれども、大体基本的には特例適用の有無とかと一緒に合併のいわゆる協定項目として定めるところが主でございますので、協定、9月に調印するとしますと9月議会にかける時には、議員の条例定数もかけるのが理想的でございます。法律的には合併協定結んでから新市発足時までとなっていますけれども、大抵のところは一緒に決めてようでございます。それで特例適用の有無、これにつきましては選挙するかしないかをまず決めていただかなければいけませんので、これは夏までに、いわゆる調印するまでには確実に決めていただかなければなりません。

三つ目の選挙区設置の可否、これにつきまして、設置選挙する場合と在任特例をする場合で、対応が異なりまして設置選挙する場合には、やはり合併時までには決めていただくということ、それが他のところもそうですけれど、9月の調印時には決まっているというのが普通のようにございます。

在任特例を適用した場合につきましては、この協議会で決めるという場合と、それと先送りと言いますか、新市において新たな市長のもとで新たに決めるという形をとる必要がございますので、新市の方に議決をまかせるという手段もございます。以上でございます。

岸部会長： なにかご意見ありませんか。どうぞ。

阿仁町三杉委員： 先ほどからお話し聞いておりますが、私どもは、議員さんではなく、一般の立場で参加しています。その場合、前回も在任はできるだけ使わない方向でいけないものですかと言う意見を出しているんですけども、議員さんのお話を聞いていますと、全て議員さん方の考えが優先されているようなそういうことをちょっと考えてしまいます。ですから議会の中でも一般市民がどんな考えを持って、望んでいるのかをもう少し聞いていただけるような、そういう全員協といいますか、そういう話し合いもなさっていただければ大変良いなという感じを持っております。以上です。

岸部会長： 他の3号委員の皆さんたちからもご意見がありましたら、それではどうぞ、成田委員さん。

合川町成田委員： 在任特例で1年という議員さん方から先般から提案ありましたけれども、具体的にちょっと考えてみますと、合併して1年で今回協議会から出たいろんな問題点についての条例化が進んでいくと思います。果たして1年で皆さんが、議

員の皆さんが言っているかたちでの条例化が出来るのかどうか、というところに、まず一点、疑問点があります。恐らく合併後４年間の間でいろんな調整をしながらより具体的な条例化が進んでいくのではないかと思います。そうすればやはり、ここ４年間ぐらいに責任をもってやってやるというようなかたちでの議会構成が必要でないかなという風に考えております。

第二点は、在任特例で言いますと、私は、あくまでも第三者ですが、各委員会、４委員会なるか５委員会なるか分かりませんが、１委員会１５人から１７、８人という阿仁町の議会全員と同じような委員会構成になるという風に考えられます。そういう形の中で、委員会構成というものを１年で進行させてより具体的なものが達成されていくのかどうか。そういうことを含めて考えていきますと、小選挙区制の定数特例、私の提案でいきますと、定数が３４。根拠は現在の各議会の、議員の二分の一、ただし人口割でいきますと鷹巣町が２６の場合、１３になりますので、外の各町村の議員さん一名ずつ減らしてもらう。そうすると３７のマイナス３ですので３４になります。その場合を考えた委員会構成を考えた場合には８人ぐらいの委員会構成になるのではないかと。より効率的な委員会運営が出来るのではないかと、こういう風に考えております。問題点は議員報酬いくらにするかというところにひっかかりますが、この問題は今後の課題だと考えております。以上です。

岸部会長： 有難うございました。定数特例を使ってすぐ選挙をとという風なことでございますけれども、ご意見ございませんか。新しい市の条例は新しい議員さんで。ご意見ございませんでしょうか。どうぞ。

阿仁町山田（賢）委員： 成田さんのご発言に対して、何か意見ないかと聞いているのですか。

岸部会長： そうです。意見、どうぞ。

森吉町庄司委員： ４町の議長方がそれぞれ意見、議会でまとめたのを発表しているわけですね。今、合川さんがまだもうちょっとまってくれということですので、それで委員の方が発表することはもちろんそれで当然いいことですので、それでいいと思いますので、ただ、次回に、合川さんが、多分、集約したものを持ってくると思いますので、その中である程度に絞って、前に進むような決め方したらどうですか。先ほど阿仁の山田賢三さんからの提案があったわけですが、私はそこまでやる必要はないと思います。

岸部会長： 有難うございました。他にございませんか。どうぞ、和田委員さん。

鷹巣町和田(テ)委員： 私もいろんな女性の立場からいろんな会合の時に皆さんから、一般町民からの意見ということで、いろいろ意見を聞いております。それで、やっぱり特に4月25日の新聞報道によりますと在任特例を使って1年が経過した場合に、2億も余計に出費するということを皆さん目にしていますので、大変、この私が意見を言うと冗談でないというようなかたちで言われることが多いです。やっぱり三杉さんがさっきおっしゃったようなみたいに市長さん失職してのぞむわけですから、議員さんだけ特例を受けるのはちょっと不公平かなと思いますので、やっぱり一発でスタートとともに選挙を受けて市民の付託を問うのが筋だと思います。以上でございます。

岸部会長： 有難うございました。どうぞ。

阿仁町山田(博)： 今日で3回目です、この議員定数の問題。だいたいはっきり申しまして意見はだいたい決まっているということですけど、出る意見が決まっておるわけです。今議長おっしゃられるように慎重審議しているし、だからどうのこうのじゃなくて、要は議会というか、その合川さんの方が、方向がまだはっきりしないということでございますので、この問題、いつそれまでも毎回協議することじゃなくて、ちょっと時間をおくということも必要なのではないかと感じるのが一点、3号委員の方々にするとカチンとくるかも知れませんが、まさに合併は行政のスリム化、人件費の節約にあるんだというようなこと、これは万雷の問題ということですし、僕はそのとおりだと思うんですけども、町長も4人のものが一人、議員の方だって当然そうだろうということになれば、お叱りを受けるかもしれないけれども、そうすれば職員だって同じことですよと、こうなりますね。みんなスリムにしていけばいいのですけれども、合併というのは、やっぱりそれぞれの町が、そのいろんな歴史を経てきているし、いろんなものを持ってきている。そういうものを、まさに、だから小異を捨てて大同に付くということの大改革であり、大激変なわけですね。ということになれば、それぞれの思いがあるのだからやっぱりなんのための特例か、特例とは決して良いことじゃない、そのなぜ落しどころというのか、それを激変緩和するためにあるのが特例なのだから、そこをまずご理解いただくということが一つだと思うし、それとあと、経費面で議員が在職するということになると当然その何億多くかかると、いうことの議論が先行してしまいますけれど、もし、経費の問題だとすれば、これだって議会の合意の中で今もらっている報酬半分にすることだっていくらでも可能な訳です。議員の方がやっぱり特例で在任を1年望むのであれば、

いま20万の報酬もらっているの10万で1年間やると、そういう提案ができるわけですから、その辺をもうちょっと幅のある考え方をしていただき、ただもう、既存の考えでもって、これは既得権だからこうするんだと、というようなことでなくて、まずその辺、要するに話し合いですからお互いに歩み寄りをしていくというかたちの中で、いろんな提案、いろんな話しが出てくるのではないかと思いますので、全てが納得できることにはなかなかいかない問題だと思います。3回も議論してもなかなか方向が定まらないということは、だから、だいたいこの辺で手を打つかというところが、まず手まえ味噌になりますが。

在任の長くて1年、まあそれぐらいでやるとすればなんらかの折衷案というものが生まれてくるんでないかなということですので、議長にお願いしたいことは、次回まず、もうちょっとその合川さんの方向が出るまで、ひとつ、この議題は保留しても如何かということだけお願いします。

岸部会長： 分かりました。皆さんたちのご意見がだいたいもう集約されてしまっていると、集約というか出尽くしているという風なことであれば、合川さんの意見を、議会の方の意見を待ちたいと思いますが、そうすると次回は、まず1回、うるかせ(保留)ということですか。如何でしょうか。どうぞ。

森吉町庄司委員： 合川さんには、それまで決まったら報告してもらってもいいのでは。

岸部会長： そうですね、だから決まらなければ、うるかす(保留)と。佐藤議長さん、なにかご意見ございませんか。

合川町佐藤委員： やっぱり、もう少し調整する必要があると思うんですよ。出来たら次の次ぐらいまでに時間を貸していただければ良いと思います。

岸部会長： 分かりました。だいたいそういうところでよろしいですか。とにかくいますぐやらなければならないということでないのですから。50日前でも結構なわけですから。そういうことで、この問題はよく意見集約ができないという風なことでなく、意見集約をしないと、今日は、できるんだけれども、先ず、しないと。それは次のその次のあたりまで延ばすという意見集約だったと、いう風なことで受け止めていただきたい。それではこの問題、15号につきましてはこれで終わります。

岸部会長： 次の方を事務局長の方で説明下さい。

事務局： 協議第 22 号 事務組織及び機構の取扱いについて、これについて確認されたという風に、決定したということによろしいでしょうか。各委員の方に確認をしていただきたい訳ですけども。

協議第 22 号の調整内容について、全部出席者に確認していただければという事務局からのお願いでございます。

阿仁町山田（博）委員：そういうことではなくて、いろんな意見が出ているのだから、それらを事務局でメモして、調整内容の方向付けに生かしていくということだから、確認した、決定したと言うことではない。

事務局： 継続協議になるということですか。

阿仁町山田（博）委員： 違います。そうではなくて、いろいろな意見をあなた方が把握して、これを基にしたものを後でこの場に示してもらおうということになるのでしょうか。

岸部会長： そういうことです。今の、この追加資料のナンバー 1 の位置づけ、最初の協議会のところまで来たということです。この次、分科会、専門部会、幹事会、町長会議とこういう風なものを経て、今のことについて今度協議会で最終的にそこで決まることなる。だから、そこまでいったということです。22 号、23 号、24 号、そこまでいったということです。

森吉町春日委員： 1, 2, 3 の基本的な事項が合意されて、そして皆の意見を反映して今後の議題にされるということでないですか。

岸部会長： そういうことです。

森吉町春日委員： だから、事務局側から言えば調整内容の 1, 2, 3、は合意をしてもらいましたですね、ということを今喋っているのです。後は具体的に我々がいろんな意見を次の機会に反映させるということですね。

岸部会長： そうです。同じことです。おっしゃっていることは二人とも同じことです。ですから 22、23、24、それから 20、この辺のところまでです。継続審議というのは 15 号になりますね。

森吉町春日委員： もう一つ、財産の取扱いが決まっていなくても。

岸部会長： 財産の取扱い、今回出てこなかったんですけども・・・。

森吉町春日： 合川町さんが持ち帰って地域と協議しなければならないということでしたね。

岸部会長： まだ出来ていないということですね。専門部会の方でまだ出ていないということですか。

事務局： 財産の取扱いについて（地元との協議等が必要な）は、合川町の議会の方で協議していくということで、関係の資料を配布、送付して、合川町の議長さんにそのようなお話しをお願いした内容となっております。

森吉町春日委員： やはり財産の取扱いについては、まだ合意していませんよね。

事務局： 合意はまだしていません。調整内容はそのままですけども、合意はまだしていません。

岸部会長： それでよろしいでしょう。

岸部会長： それでは次回協議の提案を説明して下さい。

事務局： それでは今日渡しました別冊の資料をひとつ見て下さるようお願いしたいと思います。

協議第25号 公共団体等の取扱いでございます。表紙の次の1頁、調整の内容でございますけれども、公共的団体等については、新市の速やかな一体性を確立するためそれぞれの事情を尊重しながら、統合について調整に努めるものとする、いう風なことで、各4町の、それぞれの町の公共団体とも主なものを載せております。この表の4倍近くがあるそうでございますけれども、主なものをまず載せております。

続いて、協議第26号の補助金、交付金等の取扱いでございます。

調整内容がかっこの三つがありまして、4町の補助金、交付金等については従来からの経緯、実状等に配慮し、新市において決定するものとする。

(1) が 4 町で同一或いは同種の補助金等については、できるだけ早い機会に関係団体等の理解と協力をえて統一の方向で調整するものとする。

(2) が 4 町独自の補助金については、従来の実績を尊重し、地域全体の均衡を保つように調整するものとする。

(3) が他の補助金等については、整理統合できる補助金については、統合の方向で調整するものとするということで、各 4 町の、それぞれ町の補助金の現在の資料として載せております。

続いて、第 2 7 号でございます。慣行の取扱いでということ、それぞれ現在、四つの町に町章とか町の花、町の木、これがあります。これについて、市章、花、木これ等の慣行については新市において調整し決定するという風な調整内容でございます。

これについて、次回の協議会でご協議いただきますので、よろしくご配慮の程をお願い申し上げます。

岸部会長： 有難うございました。それでは次回はいつで、場所、時間はどうでしょう。

事務局： 6 月の 2 日、午後 2 時から阿仁町ふるさと文化センターで行なう予定でいま進めておりますので、追って文書はすぐ差しあげたいと思いますのでよろしくお願いしたいと思います。

岸部会長： それでは事務局としては、よろしいですか。

事務局： すみません。先ほどの事務組織及び機構取扱いの中で、三つの調整方針について確認いただきましたけれども、次回、組織図を提案、出してくれと言われましたけれども、その次回という意味は 6 月 2 日と意味ではなくて、この次提案する時ということでよろしいでしょうか。ちょっとこれから作業にかかりますので、そうそう簡単に出来ない難しい問題でございますので、よろしくお願いしたいと思います。

岸部会長： よろしいですか。

事務局： それから大変失礼しました。会場を間違ってお説明いたしました。大変失礼しました。森吉町のコミュニティーセンターでございます。阿仁町でなくて森吉町コミュニティーセンターでございます。

岸部会長： それでは、他になければ終わりますけれども、この次は第 6 回となります。 2

5、26、27号の協議内容に調整方針をよく添付してきていただいて資料もついでいますので、それでまた活発なご意見を期待いたします。
どうもお疲れ様でございました。有難うございます。